

事前準備の基本項目チェックシート

- > 以下のチェックシートは、適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

- 売上先が適格請求書を必要とするか検討しましょう**
 - ・消費者、免税事業者又は簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、適格請求書を必要としません。
- 登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう**
 - ・登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となっても、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます。）（⇒P19 参照）。
 - ・登録を受けない場合、適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます（この期間の終了後は仕入税額控除ができなくなります。）（⇒P16 参照）。
- 登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう**（⇒P17～参照）

登録を受ける場合の売手としての事前準備

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
 - ・雑収入等も含め、売上先が事業者である取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認しましょう。
 - ・適格請求書は、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - ・都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるか検討しましょう**
 - ・適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります（⇒P6参照）。
 - ・消費税額に1円未満の端数が生じた場合、端数処理のルールがあります（⇒P9参照）。
 - ・相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です（⇒P8参照）。
 - ・売上先が作成する「仕入明細書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要です（⇒P7参照）。
 - ・何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう。
- 登録を受けた旨（登録番号）、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有しましょう**
- 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
 - ・写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - ・売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算があります（⇒P16参照）。
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
 - ・それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

登録を受ける場合の買手としての事前準備

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
 - ・簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要です（この場合、以下の項目は検討不要）。
- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討しましょう**
 - ・継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - ・3万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もあります（⇒P15参照）。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
 - ・仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - ・何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - ・必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
 - ・請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
 - ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です（⇒P16参照）。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう**
 - ・仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算があります（⇒P16参照）。
 - ・適格請求書の保存が不要となる特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。

※ ご自身が免税事業者である場合や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、次のページ（参考2）の「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をご確認ください。

インボイス制度特設サイト

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

また、国税当局において、インボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（オンライン説明会）を実施しています。

全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

特設サイト



(参考1) 各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応などに係る補助金として、以下の補助金があります。

○ IT導入補助金

会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。

○ 小規模事業者持続化補助金

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合の環境変化への対応を支援する目的で、インボイス枠（特別枠）が設けられています。

それぞれの補助金について、詳しくはリーフレット及び事務局ホームページをご参照ください。

IT導入補助金
リーフレット



IT導入補助金
事務局ホームページ



小規模事業者
持続化補助金
リーフレット



(商工会地区) ※
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



(商工会議所地区)
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



※ 「商工会地区」については、お問合せ先は所在地によって異なるため、上記事務局ホームページをご参照ください。

(参考2) 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

ご自身が免税事業者である場合や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について、関係省庁連名でQ&Aが公表されています。

例えば、インボイス制度を契機とした取引条件の見直しについて独占禁止法などで問題となる行為、免税事業者であり続けた場合の取引への影響、課税事業者となった場合に必要となることなどについて解説されていますので、ご参照ください。

公正取引委員会
ホームページ



適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ 軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。